

奈井江町立国民健康保険病院敷地内保険調剤薬局運営事業 プロポーザル評価基準

1. はじめに

本評価基準は、奈井江町長が「奈井江町立国民健康保険病院敷地内保険調剤薬局運営事業プロポーザル」に係る事業者を選定するにあたり、奈井江町立国民健康保険病院敷地内保険調剤薬局運営事業プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、優先交渉権者を選定するための審査及び評価の方法等を定めるものである。

2. 候補者の選定方法

評価委員会は、応募者から提出された提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容について、評価項目に基づき審査及び評価を行い、評価点の高い者から第一候補者及び次点者を選定する。

3. 候補者等の決定方法

(1) 第一候補者は、奈井江町立国民健康保険病院敷地内保険調剤薬局運営事業プロポーザル実施要領の各要件に対応可能な応募者のうち、下記に定める評価方法により算出された提案点を合計した総合評価点が最も高い者とし、次点者は総合評価点が2番目に高い者とする。

(2) 最高点の総合評価点を得た提案者が2者以上あるときは、第一優先交渉権者を次の順序に拠って決定する。

ア 評価点配点が最も高い項目の「経営計画」の評価において、評価点が最も高い者とする。

イ 「経営計画」の評価点が同点の場合は、評価委員会委員長の決定による。

(3) 提案内容点の配分は下表のとおりとする。

総合評価点は100点満点とし、その得点配分は下表のとおりとする。ただし、評価項目及び配点については、評価委員会において行うものとする。

評価項目	提案内容点
1. 経営計画	20点
2. 運営計画	30点
3. 地域貢献	10点
4. 施設計画	5点
5. スケジュール	10点
6. 諸条件への対応	15点
7. その他提案	10点